

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果（変更）

NO. 1	優先度 B 3	変更箇所：赤字部分
検討課題	議員間討議の方法に関する規程の策定	
条文	<p style="text-align: center;">（議員相互間の討議）</p> <p>第 6 条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。</p> <p>2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。</p>	
具体的な運用方法等	<p>1 対象の会議 本会議とする。</p> <p>2 対象の議題 区長、議員又は委員会が提出する議案及び区民等が提出する請願又は陳情とする。</p> <p>3 実施手続 （1）議員間討議申出書（別紙）により、討議内容を明確にした上で、採決を行う本会議開会日の 2 日前（閉庁日を除く。）までに、議長に対して申出を行う。ただし、2 日前までの申出が議事運営上できない場合は、事前に口頭で議長に議員間討議を行いたい旨の意思を伝えた上で、議長が指定する日時までに申出書を提出する。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="color: red;">（参考）標準的な議会日程</p> <p style="color: red;">2 日間</p> </div> <p style="color: red;">（例）「2 日前までの申出が議事運営上できない場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採決を行う本会議の 2 日前までに審査が終わらなかった議案又は請願・陳情に関して行う場合 ・採決を行う本会議に提出された議案に関して行う場合 ・採決を行う本会議に提出された修正動議に関して行う場合 <p>（2）委員会審査報告後、討論の前に行う。</p> <p>4 理事者の退席 理事者の退席は、求めない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 発言者 議長が指名した者とする。</p> <p>6 発言の回数・時間 設けない。</p> <p>7 実施時期 令和 2 年度定例会から実施する。</p> <p style="text-align: center;">「本会議における委員会審査報告のあり方（報告者、質疑等）」については、優先度 C の課題として、今後協議を行う。</p>	
関係例規の改正等	例規等の題名	当面は、本検討結果シートにより運用し、運用開始後一定の検証を行い、要綱等の策定を検討する。
	改正等の内容	